

# 単価契約書（案）

下記の物品購入について、支出負担行為担当官 国立療養所宮古南静園事務長〇〇〇〇〇（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の条項により契約を締結する。

## （契約期間）

第1条 この契約期間は、令4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

## （契約金額）

第2条 本契約は単価による契約とし、契約単価は以下のとおりとする。

品名	規格品質	単位	単価	うち消費税等額
A重油	1種2号	L	円	円

- 本契約に定める業務の予定数量は、24,000Lとする。ただし、数量について後日増減があっても乙は異議を申し立てないものとする。
- 前項の消費税等額は、消費税法第28号第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び72条の83の規定に基づき算出した額である。
- 本契約期間中に市価に著しい変動があると認めるときは、甲乙協議のうえ単価を変更することができる。この契約にかかる契約保証金は免除する。

## （契約履行の場所等）

第3条 乙は、甲の指定する場所に契約期間中継続して供給しなければならない。なお、供給場所は国立療養所宮古南静園の指定場所とする。

## （権利義務の譲渡の禁止）

第4条 乙（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に定める中小企業者）は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲（国の支出負担行為担当官等）の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

- 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社及び信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治29年法令第89号）467条及び債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律104号）第2条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行い、若しくは乙が特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成4年法律第77号）に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。
  - 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
  - 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
  - 甲は、債権譲渡後も乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。
- 第1項ただし書きに基づいて、乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う支弁の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(納入及び検査)

- 第5条 乙は、現品を納入しようとする時は、その旨を甲に通知した後、甲の指定する場所に搬入しなければならない。
2. 乙が搬入を終了したときは、甲は遅延なく立会のうえ現品を確認し、指定の場所に納入させるものとする。
  3. 甲は納入のあった日から10日以内に検査を完了しなければならない。
  4. 検査完了後、甲は物品の引き渡し完了した旨を乙に通知しなければならない。
  5. 物品の納入はローリー車によるものとし、各車輛毎に納品書(ローリー車に積み込んだ時の温度比重、換算係数を付記したものとする)を提出しなければならない。
  6. 検収は油温15℃に換算した数量であるものとする。
  7. 検収単位は、リットルとし単位未満は切り捨てるものとする。

(不合格の引取)

- 第6条 物品の品質・構造・形状は、甲の検査に合格するものでなければならない。検査の結果、不合格の場合は取替なければならない。
2. 前項の取り替えをした場合で会っても納期に遅れることはできない。
  3. 検査のため物品の性能、形状を変じ、又は消耗した場合でもその損失はすべて乙の負担とし、契約数量中にこれを算入しない。

(納入期限の延伸)

- 第7条 乙の責に帰する事由により納期までに納入を完了することができない場合で、納期後に納入する見込みのあるときは、甲は乙から遅延料を徴収して納期を延長することができる。
2. 前項の遅延料は、納期の翌日から換算して履行した日までに日数に応じて、日につき遅延となった部分に相当する額に対して、100分の1の率により算出した額とする。
  3. 天災、その他の責に帰しがたい事由により納期内に物品を納入する事ができないときは、納期日までに乙はその事由を詳記して納期の延長を請求することができる。甲はその事由が正当と認めた場合は、これを許可し延長することができる。

(契約代金の支払いの時期及び方法)

- 第8条 乙は物品納入後1月分をとりまとめ甲に請求書を提出する。
2. 甲は前項の適法な支払請求書を受領した日から起算して30日(以下「支払期日」という。)以内に契約代金を支払うものとする。

(支払遅延利息)

- 第9条 甲は前条第2の期限内に支払をしないときは、支払期日の翌日から起算し払いする日までの日数に応じて、未払い金額に対し年2.5%の割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、その額が100円未満の時は支払わない。

(契約の解除権)

- 第10条 甲は、この契約に関し、乙は次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。
- 一. 刑法(明治40年法律第45号)第96条6又は同法第198条の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役割又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)
  - 二. 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号以下「独占禁止法」という。)第8条の4の第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令が行われたとき、並びに同法第53条第1項の規定による審判手続きを開始されたとき。
  - 三. 相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反した場合、甲及び乙は、書面をもって相手方に通告し、この契約を解除する。
  - 四. 前項によりこの契約が解除された場合、甲及び乙は、これより蒙る相手方の損害についてその責を負わない。

(乙の解除権)

- 第11条 乙は甲が契約違反したことにより納入が不可能となったときは、この契約の全部もしくは一部を解除することができる。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第12条 甲は、第3条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物は契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知った時から1年以内に(数量又は権利の不適合については期間制限なく)その旨を乙の通知した場合は各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当な期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

- (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期間内に、乙の責任と費用負担により他の良品と引き換え、修理又は不足分の引き渡しを行うこと。
- (2) 直ちに代金の軽減を行うこと
2. 甲は前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
3. 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする

(談合等の不正行為に係る解除)

第13条 甲は、本契約に関して次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 二 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により告訴を提起されたとき(乙の役員又は、その使用人が当該告訴を提起されたときを含む。))。
2. 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第14条 乙は、本契約に関し次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった場合には、変更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
2. 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
3. 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第15条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙の当該期日を経過し日から支払いをする日までの日数に応じ、3.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払はなけ

ればならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第 16 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第 17 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 18 条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2. 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。))及び再委託者(再委託以降のすべての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再委託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 19 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2. 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第 20 条 甲は、第 16 条、第 17 条及び第 19 条第 2 項の規定により本契約を解除したい場合は、これより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2. 乙は甲が第 16 条、第 17 条及び第 19 条第 2 項の規定により本契約解除したい場合において、甲に損害が生じた時はその損害を賠償する。

(不当介入に関する通報・報告)

第 21 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第 22 条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第 23 条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続きを要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
  - (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
  - (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第一号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
2. 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第 24 条 第 23 条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2. 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
3. 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(紛争の解決方法)

第 25 条 この契約の履行に当たり、甲及び乙の間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第 26 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲・乙誠意を持って協議の上これを定める。

上記契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県宮古島市平良字島尻 888 番地  
支出負担行為担当官  
国立療養所宮古南静園事務長 大城 英作

乙

